令和4年12月から新たにコロナを理由として雇用調整助成金等を申請する事業主のみなさまへ

令和4年12月1日から令和5年3月31日まで、新型コロナウイルス感染症を理由とし て雇用調整助成金を活用する場合の支給要件を一部緩和します(予定)

これまでコロナ特例を利用しておらず、令和4年12月以降の休業等から新たに雇用調 **整助成金を申請する場合**は、コロナ特例ではない通常の制度により申請いただきます。

ただし、新型コロナウイルス感染症を理由とする休業等であって、判定基礎期間の初 日が令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間の休業等の支給要件は、以下のと おりとなります。

- ※緊急雇用安定助成金については、裏面をご確認ください。
- ※施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。

### 1. 計画届の提出は不要です。

通常の雇用調整助成金制度では、休業等の実施前に事前に計画届その他の書類を提出する必要がありま すが、計画届の提出を不要とします。本来計画届とともに提出する生産指標の確認のための資料などは、 支給申請時に提出が必要です。

### 2. 残業相殺は行いません。

判定基礎期間中に実施した休業や教育訓練の延べ日数から、その期間中に実施した所定時間外労働の日 数を差し引く要件である残業相殺は行いません。

#### 3. 短時間休業の要件を緩和します。

通常の雇用調整助成金制度における短時間休業は、助成金の対象となる労働者全員が一斉に実施するこ とを要件としていますが、一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象とします。

# 4. 生産指標の確認は、直近3か月と前年同期との比較となります。

直近3ヶ月の生産指標(売上高など)が前年同期と比較して10%以上低下していることが要件となりま す。起業して間もない事業主の休業など、比較可能な前年同期が無い場合は助成対象となりません。

# 5.雇用量要件を満たす必要があります。

休業等を実施する事業所における雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者数の直近3か月の平均 値が、前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上)増加 していないことが要件となります。

上記4、5の他にも、コロナ特例とは異なる要件があります。対象労働者の被保険者期間やクーリン グ期間の要件など、詳細については雇用調整助成金の通常版ガイドブックをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf

令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえな がら検討の上、改めてお知らせします。



>裏面に続く LL041102企02

#### 緊急雇用安定助成金について(予定)

令和 4 年12月以降の休業から初めて緊急雇用安定助成金を申請する場合も通常の 雇用調整助成金に準じた取扱いとなります。なお、これまでどおり新型コロナウイ ルス感染症を理由とした休業のみが対象となります。

※施行にあたっては支給要領の改正が必要であり、現時点での予定です。

#### 1. 計画届の提出は不要です。

雇用調整助成金と同様、計画届の提出を不要とします。本来計画届とともに提出する生産指標の確認のための資料などは、支給申請時に提出が必要です。

#### 2. 残業相殺は行いません。

雇用調整助成金と同様、判定基礎期間中に実施した休業の延べ日数から、その期間中に実施した所定時間外労働の日数を差し引く要件である残業相殺は行いません。

#### 3. 短時間休業の要件を緩和します。

雇用調整助成金と同様、一部の労働者を対象とした短時間休業も助成対象とします。

### 4. 生産指標の確認は、直近3ヶ月と前年同期との比較となります。

**直近3ヶ月**の生産指標(売上高など)が**前年同期**と比較して**10%以上**低下していることが要件となります。起業して間もない事業主の休業など、比較可能な前年同期が無い場合は助成対象となりません。

# 5. 対象期間は、令和5年3月31日までとなります。

雇用調整助成金については、休業を開始した日から1年間が助成対象となる期間(対象期間)となりますが、緊急雇用安定助成金の対象期間は、令和5年3月31日までです。

※緊急雇用安定助成金においては、雇用調整助成金における雇用量要件に相当する要件はありません。詳細は別途ご案内します。

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

# 不正受給への対応を厳格化しています

- ・事業所名等の積極的な公表・5年間の不支給措置・捜査機関との連携強化
- 予告なしの現地調査・返還請求(ペナルティ付き)

ご一報 ください

申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま・2

- ・不正受給に関する情報を把握している場合
- ※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

リーフレット



不正受給の対応を 厳格化しています